

## 4月から『後期高齢者医療制度』が始まりました

今までは75歳以上の方(一定の障害のある方は65歳以上)は、国民健康保険や社会保険に加入しながら、老人保健制度で医療機関にかかっていました。しかし、4からは新しい「後期高齢者医療制度」で医療機関にかかるようになります。

新しい後期高齢者医療被保険者証は届きましたか？

3月下旬に後期高齢者医療被保険者証を郵送しましたので確認してください。まだ届いていない場合は、保険年金課までご連絡ください。今までお使いの国民健康保険被保険者証及び老人医療受給者証についてはお近くの市民課窓口へ返却をお願いします。

制度の主な内容は、次のとおりです。

後期高齢者医療制度の対象の方

75歳以上の人・65歳以上75歳未満で一定の障害のある人(広域連合の認定を受けた人)対象となる日

- ・75歳の誕生日当日(被保険者証は誕生日までに郵送で届きます。手続きは不要です。)
- ・65歳以上75歳未満で一定の障害のある人は広域連合の認定を受けた日(広域連合の認定を受けるには手続きが必要です。)

すべての被保険者が保険料を納めることになります。

これまでと異なり、扶養者、被扶養者と区別せず、1人ひとりが保険料を納めるようになります。

保険料率は、原則として県内で統一されます。

同一県内でしたら、どの市町にお住まいでも、原則として同じ保険料率になる予定です。その保険料率に関しては、栃木県後期高齢者医療広域連合において均等割37,800円+所得割7.14%となっています。

加入時に健康保険や共済組合などの被扶養者だった方は、2年間は保険料の均等割額が5割軽減され、所得割は課せられません。(20年度は特例措置として、年度の前半は凍結、後半は9割軽減)

保険料の納付について

保険料は介護保険と同様、年金から徴収されますので(年間の年金受給額18万円以上の方)、今までのように保険料を納めに金融機関窓口に行く必要がなくなります。ただし、年金から徴収されない方などは、直接納付書で納めていただくことになります。

問い合わせ先

保険年金課 高齢者医療・年金グループ ☎40-5558



ひとり暮らし高齢者等、高齢者生活を支援します！

### 【徘徊高齢者あんしんサービス事業】

高齢者福祉ガイド  
【第10回】

徘徊により所在不明となるおそれのある認知症高齢者や知的障害者の方を在宅で介護している家族に、GPSによる位置検索システムの機器(小型端末機)を貸与し、高齢者等の事故を防止し、家族等が安心して在宅介護環境を整備するものです。

平成20年度新規事業のため、4月から受付を始めます。

対象者 市内に住所を有し居住する次のいずれかに該当する方を在宅で介護している家族

- ・徘徊行動のみられるおおむね65歳以上の認知症高齢者
- ・所在が不明となるおそれがある障害者及び障害児

事業内容 被介護者の所在が不明になった場合に現在位置を検索するための機器(端末機)を貸与します。

要請により被介護者の現在位置を検索し、介護者に連絡します。

介護者が、被介護者を保護できない場合、介護者に代わって保護します。

利用者負担 利用料 1,800円(6か月分)  
検索料 210円/1回(電話) 105円/1回(インターネット)  
ただし、インターネット検索10回/月までは、無料です。

現場急行料 10,500円/1回(介護者に代わり保護する場合)

申請場所 高齢福祉課(保健福祉センターきらら館内)

問い合わせ先 高齢福祉課 ☎52-1115

包括支援センターいしばし ☎51-0633(石橋地区)

包括支援センターこくぶんじ ☎43-1229(国分寺地区)

包括支援センターみなみかわち ☎47-2771(南河内地区)

今回は、【ほっと介護教室】をお知らせします。

問い合わせ先

高齢福祉課 高齢福祉グループ ☎52-1115